

裁 決 書

長野県

審査請求人

長野県

処分庁 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成26年1月6日付けで提起された、処分庁が行った平成25年12月16日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を廃止決定した処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁である福祉事務所長が請求人に対し、平成25年12月16日付けで行った本件処分の取り消しを求め、提起されたものである。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解することができる。

請求人は、平成25年12月13日に、処分庁の職員から、「何日の何時何分に車で医者へ行っただろう」、「当分医者にはいかないように」、「医者代は自分で払ってもらいますよ」などと言われ、強い威圧感と生活を見張られていることに恐怖を感じた。

請求人が見張られていた日は、請求人の具合が急に悪くなり、タクシー代が無いことから、たまたま請求人の娘が置いていった車があったため、自分で医療機関へ行った。その後まもなく、請求人に、本件処分に係る通知が届き、その廃止理由は「辞退」となっていた。請求人は、「辞退をした覚えはないのに勝手に作られた書類であり、過支給 円を返納しろという驚きの文面」であったことから、これに納得がいかず、本件処分は、違法又は不当である。

第2 処分庁の弁明

処分庁からの弁明は、次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 審査請求事項の認否

請求人の①文中「辞退した覚えはないのに勝手に作られた書類であり、過支給 [] 円を返納しろという驚きの文面」について、「辞退した覚えはないのに勝手に作られた書類であり」について否認する。平成25年12月13日に松本市福祉事務所に来所して、面接をし審査請求人自ら保護辞退届を提出している。

ケース診断会議を開催し、生活保護手帳問（第10の12-3）に基づき、審査請求人自らが記載した内容を検討し決定したものである。

「過支給 [] 円を返納しろという驚きの文面」について、保護辞退届が12月11日に提出され、12月12日付けで廃止したため、12月分の生活費について過支給が発生したことによる返還分である。

以上により、本件処分には違法不当の点がなく、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成25年9月11日付けで、請求人に対する法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、平成25年10月15日に、請求人について、請求人の長女名義の軽自動車を保有していることが判明したとして、当該車両が [] 入居者専用駐車場に停まっていることを確認したほか、同年10月16日から同年12月11日までの間、複数日・複数回に渡り、請求人の居住する [] へ訪問するなど、当該車両の駐車状況等の確認を行っていること。
- (3) 処分庁は、前記(2)の状況確認の中で、次の事項を確認等していること。
 - ア 平成25年10月21日に、大きなマスクをして請求人が当該車両を運転し帰宅してきたこと。
 - イ 平成25年11月1日に、請求人が自宅から、当該車両に乗り、医療機関及び食料品店へ行き、帰宅したこと。
 - ウ 平成25年11月18日に、請求人が当該車両に乗り、医療機関、金融機関へ行き、その後パチンコ店に車両を止め、店内に入り、パチンコをし、帰宅したこと。このほか、複数日に、当該車両がパチンコ店に駐車され、請求人がパチンコ店から出て当該車両を運転していたこと。
 - エ 平成25年12月2日に、請求人が当該車両に乗り、パチンコ店へ行き、およそ3時間後に、パチンコ店から出て、当該車両に乗り、帰宅したこと。

また、処分庁の職員は、その間に請求人宅へ訪問し、請求人が不在のため連絡票を差し置いたところ、請求人の不在であった理由は、「姉たちに買い物へ連れて行ってもらっていた」であったこと。

オ 平成 25 年 12 月 11 日に、処分庁の職員が、請求人がパチンコ店から出てくるのを待っていたところ、午後 4 時過ぎに、請求人がパチンコ店から出て当該車両に乗り込み、処分庁の職員が請求人の当該車両に近づくと、請求人は、当該車両のエンジンを切り、当該車両から出て「お腹が痛い。娘が車を取りに来る。しかし、ガソリンが無いため入れて待っていた。ここには、友達が居たり、食堂で働いているから会いに来た。」と発言し、その後、処分庁の職員に当該車両はどうするのかと問われ、「友達に取りに来てもらう」と先と異なる発言をしたこと。

同日、処分庁の職員が、請求人に対して、運転はしないよう法第 27 条の規定による口頭指示を行うとともに、12 月 13 日金曜日の午前 9 時に来所するよう指示し、来所時には、通帳を記帳し持参するよう指示したが、その後、午後 4 時 25 分、請求人が当該車両を運転し帰宅したこと。さらには、処分庁の職員が、友達に取りに来てもらうとの発言があったことについて請求人に伝え、請求人は、「呼べる友達はいない」と発言したこと。

- (4) 請求人は、平成 25 年 12 月 13 日に、 福祉事務所で、処分庁の職員と面接し、自動車の使用に関しては、12 月 11 日にたまたま乗っただけで他は使用していない旨発言していること。これに対し、処分庁が確認した経過を伝えたところ、請求人は、「言い訳が出来ません。」と回答していること。
- (5) 処分庁は、平成 25 年 12 月 13 日付けで、請求人に対して、法第 27 条の規定による文書指示を行い、当該指示の内容は、「今後は、生活保護受給中は自動車の運転をしないよう指示します。」であること。

同日、処分庁は、請求人に、不特定な入金金融機関にあることについて確認の上、知っていて入金を報告しなかった事について厳しく指導し、前回の保護受給中からの取引明細を持って再度、12 月 17 日火曜日の午前 9 時に来所するよう指示し、この入金に関しては、法第 78 条による費用徴収の対象となる旨を説明したこと。

- (6) 処分庁は、平成 25 年 12 月 13 日付けで、請求人から、辞退の理由が、「保護中運転をしてしまいました。娘に より帰って来て頂いて生活して行けるようにしたいです。12/11 保護をじたいします。」と記載され、署名・押印された「保護辞退届」の提出を受けたこと。この点について、処分庁の弁明にあった「保護辞退届」の提出年月日は異なること。

同日、処分庁は、「保護辞退届」の提出を受け、生活保護ケース診断会議を行い、当該会議の検討票には、「自動車の使用のみでは辞退届の受理は出来ない旨を説明。娘からの援助で生活していくと申す。パチンコに生活費を使わないよう伝える。」、請求人は「生活保護制度の内容を理解しながらも不正な収入等も得て遊行費に生活費等を当てていた」などと記録され、当該会議の

結果として「保護辞退届」を受理していること。

- (7) 「保護辞退届」は、様式化され、様式中には、「上記のとおり相違ない旨申し立てましたので、署名捺印させました。」と記載があり、処分庁の職員による署名欄などがあること。
- (8) 処分庁は、平成 25 年 12 月 16 日付けで、平成 25 年 12 月 12 日を廃止時期として過支給額 [REDACTED] 円の返納を求める旨の保護廃止決定を行い、請求人あてに通知していること。
- (9) 処分庁は、請求人の保護開始申請後、扶養義務者に対する扶養能力調査を行っているが、請求人の娘を含め、金銭的な支援が可能と回答した者は、処分庁が廃止決定するまでの間いなかったこと。
- (10) 処分庁は、請求人名義の通帳の写しを徴取しこれを確認の上、請求人の未申告収入について、平成 25 年 12 月 17 日付けで法第 78 条の規定による費用の徴収決定を行い、その金額はそれぞれ、金 [REDACTED] 円及び金 [REDACTED] 円であること。

2 判断

- (1) 法第 27 条第 1 項によれば、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定されている。

また、法第 60 条によれば、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と規定されている。

- (2) 最低生活費の算定に当たっては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 の 3 の (1) によれば、「教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。」とされ、また、局長通知第 7 の 4 の (1) のイによれば、住宅費について「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。」とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7 の 19 によれば、最低生活費の日割計算について、「30 日を分母として日割り計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行うことが適当である場合には、実日数によること。」とされている。

- (3) 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（辞退届）が提出された場合の取扱いについては、課長通知第 10 の 12-3 によれば、「被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ保護を廃止

することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。」等と規定されている。

- (4) 福祉事務所による訪問調査について、局長通知第12の1では、「(略)世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。」とされ、「その他指導若しくは、助成又は調査の必要がある場合」については、臨時訪問を行うこととされている。
- (5) 自動車の保有について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第1編問3-14によれば、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。(中略)生活用品としての自動車については原則的に保有は認められない(略)」とされている。また、別冊問答集第1編問3-20によれば、「(略)自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものであり、(中略)特段の緊急かつ妥当な理由が無いにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条による指導指示の対象となるものである。これは、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準、生活感情を考慮すれば、勤労の努力を怠り、遊興のため度々自動車を使用するという生活態度を容認することもまたなお不相当と判断されることによるものである。」とされている。

これらを本件についてみると、請求人は審査請求において、平成25年12月13日に、処分庁の職員から、「何日の何時何分に車で医者へ行っただろう」、「当分医者にはいかないように」などと言われ、強い威圧感と生活を見張られていることに恐怖を感じた旨主張しているが、前記第3の1認定事実の経過から、請求人が、医療機関、金融機関、パチンコ店などへ行く際や帰宅に際して自動車を使用したこと等について、処分庁は、詳細に記録しており、これについて法第27条に基づく指導指示も行っていることが認められる。処分庁が行った請求人の市営住宅等の状況確認等の行為は、前記第3の2判断の(4)に基づく、必要な訪問調査であるとともに、前記第3の2判断の(1)及び(5)から、生活用品としての自動車について、原則的に保有は認められず、他人名義の自動車であっても、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条の規定による指導指示の対象となるものであるから、これを行った処

分庁の判断は正当なものである。

また、請求人は、請求人が見張られていた日は、請求人の具合が急に悪くなり、タクシー代が無いことから、たまたま請求人の娘が置いていった車があったため、自分で医療機関へ行った、その後まもなく、請求人に、本件処分に係る通知が届き、その廃止理由は「辞退」となっていた旨主張しているが、先に述べたとおり、処分庁から提出された証拠書類等によれば、請求人も認めるように、「何日の何時何分に車で」〇〇へ行ったという経過が詳細に記録され、これらの一連の経過に不自然な点は見当たらず、これを認定事実として採用したところである。同様に、平成 25 年 12 月 13 日に、処分庁の職員から請求人が自動車の使用に係る説明を受けたことは、処分庁の記録及び請求人の本件審査請求の主張からも、相違ないと認められ、また、同日に提出された「保護辞退届」については、請求人の名前で署名・押印され、辞退の理由について、請求人が運転したことなどの記載がされている。請求人の本件審査請求の内容等を勘案しても、「保護辞退届」ないし保護廃止決定通知書を処分庁が勝手に作成したと主張する根拠が不明確である。

また、処分庁の弁明に対する請求人の反論がないことから、請求人の「辞退をした覚えはないのに勝手に作られた書類であり」という主張には信憑性がない。

そして、「過支給 [] 円を返納しろという驚きの文面」について、本件処分に係る通知等を検証したところ、既に支給されている平成 25 年 12 月分の保護費 [] 円（収入認定後の額）につき、教育扶助 [] 円及び住宅扶助 [] 円を除いた基準生活費 [] 円に、保護廃止日である平成 25 年 12 月 12 日から同月 31 日までの間に係る 31 分の 20 を乗じ、日割計算をして得た額が [] 円となっており、前記第 3 の 2 判断の (2) の規定のとおり算定された額であることが認められる。

しかしながら、前記第 3 の 2 判断の (3) に照らし合わせれば、処分庁は、様式化された「保護辞退届」を使用しその内容に「上記のとおり相違ない旨申し立てましたので、署名捺印させました。」と記載があることから、請求人に辞退届を書くよう勧めたと疑われる可能性がないとは言いきれない。そもそも、請求人本人の任意かつ真摯な意思に基づく「保護辞退届」が提出されているのであれば、本件審査請求のような争いになることは極めて稀であることを勘案しても、本人の真意によらない「保護辞退届」であった可能性は否定できない。

また、請求人について「保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合」であったのかという点について、処分庁の扶養能力調査の結果、金銭的支援が可能と回答した者がいなかったことを踏まえると、処分庁は、「保護辞退届」の「娘に [] より帰って来て頂いて生活して行けるようにしたいです。」という記載内容が実現可能であるか等、請求人の自立の目途を十分に確認しているとは言えず、請求人が中学生の孫と二人暮らしであるといった世帯の状況や請求人の収入状況を勘案しても、保護廃止後直ちに急迫した状況



に陥る可能性は少なくないと認められる。

よって、総合的に判断すれば、処分庁が「保護辞退届」により直ちに請求人の保護の廃止決定をしたことは適切であったとは言えず、請求人が法第 60 条の規定による生活上の義務を著しく怠っていると認められるのであれば、必要な指導を行うとともに、組織的に検討の上、法第 27 条の規定により文書による指導指示を行い、正当な理由なく当該指示に従わない場合には、法第 62 条第 4 項の規定による所定の手続きを経た上、保護の変更、停止又は廃止を検討すべきであり、本件処分は、現行の法令及び保護の実施要領の取扱い上、瑕疵があると言わざるを得ない。

以上のとおり、本件処分は不当であり、本件審査請求には理由があるため行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 2 月 21 日

長野県知事 阿 部 守



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成 26 年 2 月 21 日

長野県知事 阿 部 守

